クライアント・リレーションシップ契約書

このクライアント・リレーションシップ契約書 (以下「CRA」といいます。) ならびに該当する付随文書および個別契約書 (以下「TD」といいます。また、CRA ならびに該当する付随文書および TD を以下総称して「本契約」といいます。) は、本 CRA に基づく取引に関する完全な合意を構成し、お客様は本契約のもとで「プログラム」、「クラウド・サービス」、その他の「サービス」、「機械」および「アプライアンス」(以下総称して「IBM 製品」といいます。) ならびに第三者の製品およびサービス (以下総称して「他社製品」といいます。) を注文することができます。TD には、料金ならびに製品に関する記述および情報などの取引詳細が記述されています。例として、TD には、サービス仕様書、サービス記述書、注文書、補足契約書、または請求書が含まれます。付随文書には、製品容量または試用サービスのような、特定の種類の製品に適用される補則条件が規定されています。記載内容に矛盾がある場合、付随文書は CRA に優先するものとし、TD は CRA および付随文書の双方に優先するものとし、かつ当該特定の取引のみに対して適用されるものとします。

1. プログラム

a. 「プログラム」とは、IBM ブランドを有するコンピューター・プログラムおよび関連資料であり、その料金を支払うことを条件に IBM から使用許諾されるものをいいます。「プログラム」に関する詳細は、ライセンス情報 (以下「LI」といいます。) と称する付随文書に記載されます。「プログラム」には、機械コード (MC) や「プロジェクト資料」は含まれません。「プログラム」は、著作権により保護され、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。IBM が「プログラム」の注文を承諾した場合、お客様には、i) 許諾範囲内で、かつ LI の条件のもと「プログラム」を使用すること、ii) かかる許諾された範囲内での使用のために複製物を作成、導入すること、および iii) バックアップ目的で複製物を作成することができる非独占的使用権が許諾されます。「プログラム」は、お客様、お客様が許可した自己の従業員および従契約者が、お客様の「エンタープライズ」内でのみ使用することができるものとし、第三者に対してホスティングまたはタイム・シェアリング・サービスを提供するために「プログラム」を使用する権限はないものとします。お客様は、いかなる「プログラム」の使用権も再使用許諾、譲渡または移転することはできません。なお、追加料金または異なる条件のもとで、IBM から追加の権利が提供される場合があります。お客様には「プログラム」を使用するための無制限の権利が付与されるものではなく、また、「プログラム」の全経済的価値に対する支払いが行われたものでもありません。一部の「プログラム」は、LI で指定する別契約に基づき使用許諾される第三者コードを含むことがあります。

b. 「プログラム」に対する使用権は、お客様が以下のすべてを行うことを条件としてお客様に付与されます。

(1) 著作権表示およびその他のマーキングを複製物に行うこと。

(2) 「プログラム」を使用するすべての者が、お客様に許諾された範囲でのみこれを使用し、その使用条件を遵守するための必要な手当てを行うこと。

(3) 「プログラム」の逆アセンブル、逆コンパイル、翻案またはリバース・エンジニアリングを行わないこと。

(4) 「プログラム」に含まれる構成要素またはその関連資料を「プログラム」の本体から切り離して使用しないこと。

c. 「プログラム」の使用に適用される課金単位は付随文書または TD に記載されます。サーバー課金単位またはキャパシティー・ベース課金単位のすべての使用権は、「プログラム」が導入されているサーバーのフルキャパシティーに対して使用許諾されるものとします。ただし、IBM からサブキャパシティーが提供される場合で、お客様が付随文書および TD に記載される該当サブキャパシティー要件および条件を遵守する場合はこの限りではありません。

2. サービス – クラウド・サービス

a. 「クラウド・サービス」とは、IBM によって提供され、ネットワーク経由で利用可能な IBM のオファリングをいいます。それぞれの「クラウド・サービス」は、TD に記載されます。「クラウド・サービス」は、保守点検の場合を除き、年中無休で利用できるように設計されています。定期保守については、お客様に別途通知されます。テクニカル・サポートおよびサービス・レベル・コミットメントは、該当する場合、付随文書または TD に記載されます。

b. IBM がお客様の注文を承諾した場合、IBM は、お客様に TD に記載される権限を付与します。

c. IBM は、「クラウド・サービス」を提供するために必要な施設、人員、設備、ソフトウェアおよびその他のリソースならびに「クラウド・サービス」のお客様による使用を支援するための一般的に利用可能な文書およびユーザー・ガイドを提供します。「クラウド・サービス」では、「クラウド・サービス」の使用を促進するためにお客様がお客様のシステムにダウンロードするイネーブリング・ソフトウェアの使用が必要になる場合があります。お客様は、「クラウド・サービス」の使用に関係する場合にのみイネーブリング・ソフトウェアを使用するものとし、TD において特定される場合には、あらゆる使用許諾条件に従うものとします。イネーブリング・ソフトウェアは、いかなる種類の保証もなく現状有姿で提供されます。

d. お客様は、「クラウド・サービス」にアクセスし、これを使用するためのハードウェア、ソフトウェアおよびコネクティビティー (必要となるお客様固有の URL アドレスおよび関連した証明書を含みます。) を提供します。

e. お客様は、注文したそれぞれの「クラウド・サービス」について、お客様が取得した利用範囲内でのみアクセスし、利用するものとします。お客様は、お客様のアカウント資格情報を利用して「クラウド・サービス」にアクセスした者による「クラウド・サービス」の利用に対して責任を負うものとします。「クラウド・サービス」は、違法、わいせつ、侮辱的もしくは不正な「コンテンツ」または活動 (有害となる行為もしくは主唱することや危害を加えること、ネットワークやシステム

の完全性またはセキュリティーを妨害しもしくは違反すること、フィルターを潜り抜けること、一方的・虐待的・虚偽なメッセージ、ウィルスもしくは有害コードを送信すること、または第三者の権利を侵害することなど) の目的のためにいかなる国または地域においても利用することはできないものとします。更に、お客様は、「クラウド・サービス」の不具合により生命、身体または不動産、動産もしくは環境の損害をもたらすような場合には、「クラウド・サービス」を使用しないものとします。お客様は、i) 「クラウド・サービス」のいかなる部分にもリバース・エンジニアリングをしないものとし、ii) お客様の「エンタープライズ」以外の第三者に「クラウド・サービス」への直接アクセスを譲渡または再販できないものとし、また iii) お客様のエンド・ユーザーである顧客に販売するため、別途 IBM と合意することなく、お客様による付加価値と「クラウド・サービス」とを結合し、商業的に利用可能なお客様ブランドのソリューションを作成することはできないものとします。

f. 「クラウド・サービス」または「クラウド・サービス」の機能は、IBM が当該サービスまたは機能を、無償で、制限付きもしくは正式公開前の機能として作成する場合、またはベータ版、試用、無償もしくはプレビューとして指定され、時間制限付きでサービスを使用可能にするために作成する場合、「プレビュー」とみなされます。「プレビュー」のサービスは、可用性についてのサービス・レベルから除外されます。「プレビュー」のサービスは、サポート対象外とし、IBM は、「プレビュー」のサービスを通知することなくいつでも変更または終了できるものとします。IBM は、「プレビュー」のサービスを正式公開する義務を負わず、また、同等なサービスを一般的に利用可能にする義務を負いません。

2.1 クラウド・サービスの変更

a. IBM は、i) 「クラウド・サービス」および ii) DSP を、IBM のみの裁量により、随時変更することができ、かかる変更内容は変更前の内容に置き換わります。TD (例えばサービス記述書または作業範囲記述書) に対する更新は、新規の注文時に、継続しているサービスについては変更の発効日に、または自動更新する「クラウド・サービス」については更新日に、それぞれ有効となります。変更は、i) 既定の義務の改善もしくは明確化、ii) 最新の採用された基準および適用法への整合性の維持、もしくは iii) 追加機能の提供のいずれかを行うことを意図しています。変更は、「クラウド・サービス」のセキュリティーまたは機能を低下させるものではありません。

b. TD に別段の定めがない限り、IBM は、12 か月前の通知により「クラウド・サービス」を終了することができます。IBM は、提供期間満了日または終了日の到来していない残存期間に対して「クラウド・サービス」の提供を継続し、または別の IBM のオファリングに移行するためにお客様と協力します。

2.2 クラウド・サービスの契約期間および解約

a. 「クラウド・サービス」の契約期間は、IBM がお客様に「クラウド・サービス」へのアクセスが可能となった旨を通知した日に開始します。IBM は、「クラウド・サービス」が自動更新されるのか、連続的な使用に応じて継続されるのか、または契約期間の最終日をもって終了するのかを特定します。自動更新については、終了日の少なくとも 30 日前までに自動更新しない旨の書面による通知を IBM または「クラウド・サービス」に関わる IBM ビジネス・パートナーに提供しないかぎり、「クラウド・サービス」は指定された期間更新されます。連続的な使用については、お客様が 30 日前までの書面による通知を IBM または解約する「クラウド・サービス」に関わる IBM ビジネス・パートナーに提供するまで、1 か月単位で使用可能なまま継続します。「クラウド・サービス」は、当該 30 日経過後の歴月の最終日まで使用可能なまま存続します。

b. お客様の重大な契約義務違反、セキュリティー違反、法律違反または第 2 項 e の違反があったと IBM が判断した場合、IBM は、お客様の「クラウド・サービス」を利用する権利を、必要とする範囲で、中断または制限することができます。中断の原因を合理的な範囲で是正できる場合、IBM は、「クラウド・サービス」を利用する権利を回復するためにお客様が講じる必要のある措置をお客様に通知します。お客様が合理的な期間内に当該措置を講じなかった場合、IBM は、かかる「クラウド・サービス」を解約することができるものとします。

c. お客様は、i) 適用法もしくは「クラウド・サービス」のいずれかの変更に伴い政府もしくは規制機関の書面による勧告があった場合、ii)「クラウド・サービス」を提供するために使用されるコンピューティング環境を IBM が変更したことにより、お客様が適用法に不遵守となる場合、または iii) IBM がお客様による「クラウド・サービス」の使用に重大な悪影響を与える変更をお客様に通知した場合 (ただし、IBM には、お客様と共にかかる悪影響を最小化するため 90 日間の期間が与えられるものとします。)、1 か月前に通知することにより「クラウド・サービス」を解約することができます。かかる解約があった場合、IBM は、該当する「クラウド・サービス」に関する前払い金額のうち、解約日以降の期間に対する部分を返金するものとします。本契約がその他の理由により解約される場合、お客様は、本契約に従って支払うべき全額を解約日に IBM に支払うものとします。解約時、IBM は、お客様と別途合意する条件に基づき別料金にて、お客様の「コンテンツ」を代わりのテクノロジーに移管するための支援をお客様に提供する場合があります。

3. サービス – その他のサービス

a. IBM は、付随文書または TD に記載されている、コンサルティング、導入、カスタマイズおよび構成設定、保守、ならびにその他のサービスを提供します。IBM が所定の仕様書 (以下「SOW」といいます。) に従ってお客様のために創作し納入した著作物 (以下「プロジェクト資料」といいます。) の著作権はお客様に帰属します。「プロジェクト資料」には、SOW のもとでお客様に納入されるが新たに作成されるものではない著作物、および SOW のもとでかかる著作物に対して行われた改変または拡張 (以下総称して「既存資料」といいます。) は含まれないものとします。「既存資料」には、別の使用許諾契約が適用される場合 (以下「既存ライセンス資料」といいます。) があります。「プログラム」は、「既存ライセンス資料」の例であり、「プログラム」に対する使用許諾条件が適用されます。IBM は、「既存ライセンス資料」ではない「既存資料」

について、使用、実行、複製、表示、実演および二次的著作物作成のための取り消し不能 (お客様の支払い義務を条件とします。) で非独占的な全世界にわたる使用権をお客様に許諾します。IBM は、「プロジェクト資料」について、使用、実行、複製、表示、実演、再使用許諾、頒布および二次的著作物作成のための取り消し不能で非独占的な全世界にわたる支払い済みの使用権を有するものとします。

b. いずれの当事者も、「サービス」に関する重大な契約違反が相当期間内に是正されない場合、「サービス」を解約することができます。IBM が「サービス」を終了する場合は、少なくとも 90 日前に通知をするものとします。お客様は、解約の効力発生日までに提供された「サービス」に対する料金を支払うものとします。お客様が、「サービス」を任意に解約する場合、または IBM がお客様の契約違反に基づき解約した場合、お客様は、SOW または TD に記載のすべての最低限のコミットメントを果たし、解約料または調整金がある場合はその金額および早期解約に基づき IBM に発生した合理的範囲の追加コスト (従契約者や再配置に関するコストなど) 相当額を支払います。IBM はかかる追加コストを軽減するために合理的な対策を講じます。

4. 機械およびアプライアンス

a. 「機械」とは、フィーチャー、アップグレード、およびアクセサリーを含む IBM ブランドを有するデバイスをいいます。「アプライアンス」とは、特定機能のために設計された「プログラム」と「機械」の組み合わせをいいます。別途定めがない限り、「プログラム」に適用される条件は「アプライアンス」の「プログラム」のコンポーネントにも適用され、「機械」に適用される条件は「アプライアンス」の「機械」のコンポーネントにも適用されます。お客様は、「アプライアンス」の「プログラム」のコンポーネントを「アプライアンス」から切り離して使用または移転することはできないものとします。

b. IBM がお客様の注文を承諾した場合、IBM は、「機械」および「他社製品」の所有権を、すべての代金が完済された時にお客様またはお客様の賃貸人に移転します。ただし、米国の場合は、出荷と同時に所有権が移転します。IBM は、「機械」を発送するために運送業者に引き渡すまで、滅失破損のリスクを負います。IBM は、お客様の施設へ納入するまで、お客様の代わりに保険を支払います。お客様は「機械」の滅失破損について、引渡日を含めて 10 営業日以内に IBM に書面で通知し、かつ IBM の保険請求手続きに従う必要があります。出荷後 6 か月以上経過した「機械」の設置作業には別途追加料金が適用される場合があります。お客様は、カスタマー・セットアップ (CSU) と指定された「機械」について、提供された設置説明書に従い設置するものとします。

c. アップグレード、保証サービスまたは保守サービスのために取り外されたり交換されたりした機械および部品は IBM の所有物であり、IBM に速やかに返却する必要があります。交換後の機械および部品は、交換前の機械および部品の保証または保守サービスの状況を引き継ぎます。「機械」には新品ではない部品が含まれる場合や、過去に設置されたことのある「機械」の場合もあります。ただし、いずれの場合も、IBM の保証条件が適用されます。お客様は、必要不可欠な技術変更を自ら速やかに実施するか、または IBM が実施できるようにするものとします。お客様は、「機械」を取得した国においてお客様の「エンタープライズ」内でのみ使用するものとし、再販、リース、または移転のために取得することはできません。ただし、リースバックのファイナンシングをすることはできます。

4.1 機械コードおよびビルトイン・キャパシティー

a. 「機械」には、機械コード (以下「MC」といいます。) およびビルトイン・キャパシティー (以下「BIC」といいます。) が含まれる場合があります。MC とは、機械で読み取りうる形の命令、修正、代替、および関連資料をいい、例えば、MC に依拠したり、MC とともに提供、使用されたり、または MC により生成されたりするデータやパスワードなどがあります。これにより、機械のプロセッサー、ストレージまたは他の機能の操作が可能となります。MC は、著作権で保護され、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。IBM は、保証または IBM 保守サービスに基づき、または追加料金が条件となる別途書面で契約する場合にのみ、「機械」の MC の複製物、修正または代替物を提供します。お客様は、MC のすべての複製物、修正または代替物を IBM が許可した方法でのみ取得することに同意します。お客様には、i) IBM が MC を提供した「機械」でのみ、かつ ii) お客様が支払い、IBM がアクティブ化した範囲内で、IBM の Web サイト (http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code/aut.html) から入手可能な IBM Authorized Use Table for Machines (以下「AUT」といいます。) と呼ばれる付随文書に従い、BIC にアクセスし、使用するためにのみ、MC を使用する非独占的な使用権が許諾されます。BIC とは、「機械」に対して IBM が提供するコンピューティング・リソース (プロセッサー、ストレージおよびその他の機能性等) をいいます。BIC の使用は、契約、技術的手段またはその他の手段により制限される場合があります。お客様は、IBM が、BIC または MC の使用を制限、監視および報告する技術的手段およびその他の手段を実装すること、ならびに IBM が提供するすべての変更を導入することに同意します。お客様は、MC の変更、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案またはリバース・エンジニアリングを行わないものとし、BIC または MC の使用を制限、監視または報告するための IBM の契約上、技術上またはその他手段をいかなる場合においても回避または妨げないものとします。お客様は、お客様の MC に対する使用権が有効である間、お客様の権利義務と合わせて MC 全体の占有を移転することができますが、対応する「機械」と MC の使用許諾条件のハードコピーを譲受人に渡し、当該譲受人がその使用許諾条件に同意した場合に限ります。お客様の MC に対する使用権は当該移転とともに速やかに終了します。本契約は、その他の第三者から取得した「機械」の MC および BIC に適用されるものとします。IBM の許諾範囲を超える BIC の使用には、追加料金が発生します。

5. コンテンツおよびデータ保護

a. 「コンテンツ」は、お客様またはお客様の承認を受けたユーザーが提供する、アクセスを承認する、または「クラウド・サービス」へ入力するすべてのデータ、ソフトウェア、および情報、あるいはお客様が、コンサルティング、保守、または「プログラム」サポート等その他の「サービス」を提供する IBM に関連して、提供できる、利用可能にできる、またはアクセスを付与できる情報またはデータで構成されます。「コンテンツ」の提供または「クラウド・サービス」の使用は、当該「コンテンツ」に対するお客様の所有権または使用許諾権に影響を及ぼしません。IBM、その関連会社およびこれらいずれかの従契約者は、該当する「クラウド・サービス」またはその他の「サービス」を提供し管理する目的のためにのみ、「コンテンツ」にアクセスし使用することができるものとします。IBM は、「クラウド・サービス」を提供するか、またはその他の「サービス」を実行するために必要な限りにおいて、自己の従業員および従契約者に「コンテンツ」を開示する場合を除き、開示することないよう「コンテンツ」を機密として取り扱います。

b. お客様は、IBM、その関連会社およびこれらいずれかの従契約者が、「クラウド・サービス」またはその他の「サービス」における「コンテンツ」の使用、提供、保管、その他の処理を行うことを可能にするため、必要なすべての権限および許可を取得する責任を負います。これには、必要に応じて、個人に関する情報 (当該「コンテンツ」の中の個人情報またはその他の規制を受けるデータを含みます。) を提供する前に、お客様が、求められた情報を提供し、必要な開示を行い、かつ同意を取得することを含みます。お客様は「コンテンツ」の適切なバックアップを取得する責任を負います。お客様の「コンテンツ」に官公庁による規制が適用されるか、または「クラウド・サービス」もしくはその他の「サービス」に関して IBM が提供するセキュリティー対策を超えるものが必要となる場合には、お客様は、関連する TD の条件により特別に許可される場合、または IBM が追加セキュリティーその他の対策の実施を別途書面で事前同意した場合を除き、かかる「コンテンツ」を入力したり、提供したり、かかる「コンテンツ」へのアクセスを許可したりしないものとします。

c. http://www.ibm.com/cloud/data-security に規定されている IBM の「IBM クラウド・サービスのデータのセキュリティーおよびプライバシーの原則」(以下「DSP」といいます。) は、一般に利用可能な「クラウド・サービス」のオファリングに適用されます。「クラウド・サービス」の特定のセキュリティー機能および特徴は、付随文書および TD に規定されます。お客様は、お客様の使用目的および「コンテンツ」に対するそれぞれの「クラウド・サービス」の適合性を評価し、および「クラウド・サービス」で使用されている「コンテンツ」に利用可能な「クラウド・サービス」に対してデータ保護機能を適切に注文し、有効化し、または使用するために必要な措置を講じる責任を負うものとします。「クラウド・サービス」を使用することによって、お客様は、「クラウド・サービス」の使用に責任を負い、それが、適用法を遵守可能とするためのお客様の要件および処理の指示を満たすことを認識し承諾します。

d. IBM のデータ処理補足契約書 (http://ibm.com/dpa に掲載) (以下「DPA」といいます。) および該当する DPA 別表は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) http://ibm.com/dpa/dpl に特定されるその他のデータ保護法が「コンテンツ」に含まれる個人データに適用される場合、その適用範囲においてのみ適用されます。

e. 当事者の一方の要請に基づき、IBM、お客様、両当事者の関連会社は、「コンテンツ」に含まれた個人データまたは規制される個人データの保護に関して法律により要請される所定の書式による追加の契約を締結します。両当事者は、当該追加の契約に対して本契約の条件が適用されることに合意する (かつ各当事者は各自の関連会社の合意を取得する) ものとします。

f. IBM は、「クラウド・サービス」もしくはその他の「サービス」の満了時もしくは解約時、またはそれ以前にお客様から要求があった場合には、IBM のコンピューティング・リソースから「コンテンツ」を削除するか、返却します。IBM は、お客様の要求に基づき実施した特定の活動 (指定の形式で「コンテンツ」を提供するなど) に対して料金を請求することができます。IBM は、「コンテンツ」のアーカイブは行いません。ただし、一部の「コンテンツ」が、IBM のバックアップ保持に関する運用に従い、バックアップ・ファイルの中に、当該ファイルの期間満了までの間残る場合があります。

6. 保証および保証期間終了後のサービス

a. IBM は、「プログラム」が所定稼働環境で使用される場合、「プログラム」が正式公開された仕様に合致することを保証します。「プログラム」(ただし、「アプライアンス」における「プログラム」のコンポーネントを除きます。) の保証期間は、付随文書または TD に別の保証期間が記載される場合を除き、1 年間、またライセンス期間が 1 年に満たない場合は初期ライセンス期間とします。「プログラム」の保証期間中、IBM はソフトウェア・サブスクリプション & サポート (以下「S&S」といいます。) を提供し、障害修正情報、制限、回避措置の情報のほか、IBM により一般出荷可能になる新規のリリースおよびバージョンの提供を受ける権利をお客様に与えます。お客様が S&S の中止を選択した場合を除き、当該バージョンまたはリリースの S&S が終了するまで、年間 S&S は毎年、その時点の最新の料金で自動更新されます。お客様が、特定のお客様サイトで「プログラム」の S&S の継続を選択する場合、お客様は、かかるサイトに導入したすべての「プログラム」の使用に対応する S&S を維持するものとします。

b. IBM は、適用される付随文書または TD に従い、IBM が商業的に相当な注意およびスキルを用いて「クラウド・サービス」およびその他の「サービス」を提供 (これには完了基準が含まれる場合があります。) すること、ならびに TD に記載ある場合には「プロジェクト資料」が引き渡し時に付随文書または TD に合致することを保証します。「サービス」の保証は「サービス」が終了した時点で終了します。

c. IBM は、「機械」が所定稼働環境で使用される場合、「機械」が正式公開された仕様に合致することを保証します。「機械」または「アプライアンス」の保証期間は、付随文書または TD に記載されます。保証期間中、IBM は付随文書に記載のとおり、「機械」を無償で修理または交換します。TD に基づき IBM が設置するべき「機械」をお客様の要請で IBM が設置し

なかった場合、当該「機械」には保証が適用されません。お客様は、利用可能な場合には、保証サービスのアップグレードおよび保証期間終了後のサポートを契約することができます。「アプライアンス」の保証期間終了後のサポートには、保守および S&S が含まれます。

d. 「機械」または「プログラム」が保証期間中に保証どおり稼働しない場合で、かつ、IBM が誤りの修正、または同等の機能のものとの交換のいずれもできない場合、お客様は、IBM にそれを返却してお客様が支払った金額 (定期払料金の場合には最大 12 か月分の料金) の返金を受けることができるものとし、かかる場合、お客様の使用権およびそれを使用するための権利は終了します。

e. IBM は、「IBM 製品」の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、または、IBM がすべての誤りを修正すること、もしくは「IBM 製品」の第三者による中断または無断を含む不正な第三者アクセスを防ぐことを保証しません。本契約記載の保証は、IBM による保証のすべてを規定したもので、満足すべき品質、商品性、第三者権利の不侵害および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証または条件に代替します。IBM の保証は、誤用、修正、IBM に起因しない破損、または、IBM の提供した指示に従わなかった場合には適用されません。本契約に基づく「プレビュー」のサービスおよび「他社製品」については、現状有姿で提供され、いかなる保証責任も適用されません。ただし、「他社製品」の提供者が、独自の保証をお客様に提供することがあります。

7. 料金、税金、支払いおよび確認

a. お客様は、「IBM 製品」または「他社製品」に適用されるすべての料金、およびお客様による許諾範囲を超えた使用分の料金を支払うものとします。料金には、関税、税金または本契約に基づくお客様の調達により生じ当局によって課される類似の課徴金は含まれないものとし、かかる料金に追加して請求されるものとします。請求書は受領と同時に支払義務が発生するものとし、お客様は、IBM の請求書の日付から 30 日以内に IBM が指定する口座に支払うものとし、支払期日を過ぎた場合、遅延金が発生する場合があります。前払いを前提とした「サービス」は、その利用可能な期間内に利用する必要があります。IBM は、前払い料金、一括払い料金またはその他すでに支払期日が到来済みまたは支払い済みの料金について、相殺または返金を行わないものとします。

b. お客様は次の項目に同意するものとします。i) 法律上要求される場合に、源泉徴収税を適切な政府機関に直接支払うこと、ii) かかる支払いを証明する納税証明書を IBM に提出すること、iii) 税引き後の正味金額のみを IBM に支払うこと、および、iv) かかる税金の免除または減額を求める際には十分に IBM と協力し、すべての関係書類を速やかに作成して提出すること。

c. 「クラウド・サービス」について、IBM は、後払いとして請求される種類の使用料金および超過料金は除き、選択された請求期間に応じて、お客様に請求期間の初日に請求書を発行します。一括払い料金は、IBM が注文を承諾した時点で請求されます。

d. IBM は、3 か月前の通知により、定期払料金、要員単価および最低コミットメントを変更できます。ただし、IBM は「クラウド・サービス」について、別途「クラウド・サービス」の契約期間中の料金を確約していない限り、30 日前の通知または TD で規定に基づき料金を変更できます。当該変更は、IBM がかかる変更通知に記載する発効日以降に到来する請求書の日付または課金期間の初日より適用されます。IBM は予告なしに一括払い料金を変更できます。ただし、一括払い料金の変更は、i) IBM が増額の発表日前に注文を承諾した場合、かつ ii) IBM が注文の承諾後 3 か月以内に出荷またはお客様に提供された製品には適用されません。

e. お客様は、i) IBM およびその独立した監査人がお客様の本契約 (MC および「プログラム」の許諾範囲およびサブキャパシティーの使用等の課金単位の条件を含みます。) の遵守状況を確認するために合理的に必要となる記録、システム・ツールからの出力、およびお客様の施設へのアクセスを維持するものとし、IBM からの求めに応じてこれらを提供すること、また ii) 当該検査の結果、お客様の状況が準拠していないと判明した場合、必要となる許諾範囲または許諾数量 (関連する S&S または保守を含めて) を速やかに注文し、その時点で最新の料金および検査結果に基づくその他の料金もしくは債務を IBM の請求書に従い支払うものとします。これらの遵守状況確認義務は、該当する TD の有効期間中、およびその後の 2 年間有効に存続します。

8. 責任の制限

a. 本契約における IBM のすべての損害賠償責任は、請求の原因を問わず、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害につき、請求の直接原因となった製品またはサービスに対し支払われた金額 (定期払料金の場合は、最大 12 か月分の料金相当額) を限度とします。IBM は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害もしくは経済的結果的損害、または逸失利益、ビジネス機会の損失、価値の損失、逸失収益、信用毀損、節約すべかりし費用については責任を負わないものとします。これらのすべての責任の制限は、IBM、IBM の子会社、関連会社、従契約者およびサプライヤーに対しても適用します。

b. 上記の損害賠償限度額は i) 次項の第三者への支払い、および ii) 法律上制限することのできない損害には適用されません。

c. 本契約のもとで取得した「IBM 製品」が、特許権または著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合において、お客様が速やかに、i) 書面で請求の事実および内容を IBM に通知し、ii) IBM が求める情報を提供し、さらに、iii) IBM にその防御および和解交渉 (金額を軽減する努力を含みます。) の権限を与え、かつ、合理的な範囲で IBM に協力する場合、IBM は、かかる請求からお客様を防御し、かつお客様に対し裁判で確定した金額または IBM が事前に合意した和解金を負担するものとします。

d. 当該請求の根拠が、「他社製品」、IBM が提供していない品目に基づく場合、またはお客様が提供した「コンテンツ」、資料、設計もしくは仕様に起因して生じた法令違反や第三者の権利侵害に基づく場合、またはお客様が「IBM 製品」の最新バージョンもしくはリリースを使用していたならばその侵害を避けられたにもかかわらず「IBM 製品」の旧バージョンもしくはリリースを使用したことに起因して生じた法令違反や第三者の権利侵害に基づく場合、IBM は、かかる請求について責任を負わないものとします。

9. 解約

a. いずれの当事者も本 CRA を、i) 本契約に基づく自らの義務の満了もしくは終了後、相手方に少なくとも 1 か月前に通知することにより、任意に解約することができ、または ii) 相手方に重大な契約違反が生じた場合は、違反した当事者に通知を行い合理的な是正期間を与えることを条件とし即時に解約することができます。本契約の解約後もその性質上残存すべき条項は、履行が完了するまで有効に存続するものとし、また本契約の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。本 CRA を解約しても各 TD は解約されず、本 CRA および所定の付随文書の条件のうち当該 TD に適用される条件は、当該 TD が終了し、または所定の規定に基づき解約されるまでは有効に存続するものとします。IBM は、お客様が本契約を遵守していない場合、「プログラム」または MC の使用権を終了させることができます。お客様は、いずれかの当事者がかかる使用権を解約した場合、「プログラム」または MC のすべての複製物を即刻に破棄するものとします。支払義務の不履行は、重大な契約義務違反となります。

10. 準拠法および地理的範囲

a. いずれの当事者も i) 自己の事業および「コンテンツ」に適用される関連法規、および ii) 製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンド・ユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則 (米国の武器国際取引に関する規則 (ITAR) および全ての法管轄の防衛貿易管理体制を含みます。) を遵守するものとします。

b. 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、本契約の取引が行われた国 (または「クラウド・サービス」に関しお客様の事業所が存在する国) の法律を適用することに同意するものとします。いずれの当事者の権利および義務も、取引が履行される国においてのみ有効とし、また IBM が合意する場合には、お客様が製品を実際に使用する国においてのみ有効とします。ただし、使用権は明示的に許諾された範囲に限り有効とします。IBM は、i) いかなる「コンテンツ」または ii) お客様の事業所の所在国外からの「クラウド・サービス」のいかなる部分の利用についても、データ保護法で要求される場合を除き、輸出者または輸入者とはなりません。本契約のいずれかの条項が無効または実行不能となった場合でも、その他の条項は、有効に存続するものとします。本契約は、契約により放棄または制限できない、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。国際物品売買契約に関する国際連合条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) は本契約に基づく取引には適用されないものとします。

11. 共通事項

a. 両当事者間で取り交わされる情報は、別途所定の機密保持契約書を締結する場合を除き、機密として扱いません。本契約と関連して機密情報を取り交わす場合、該当する機密保持契約書は本契約の一部を構成するものとし、本 CRA の条件が適用されるものとします。この規定は「クラウド・サービス」の使用のために提供された「コンテンツ」には適用されません。

b. お客様は、付随文書または TD の条件について、製品、オファリングまたはサービスを注文、登録、使用するか、またはその料金の支払いを行うことにより同意したものとみなされます。本 CRA は今後の多くの注文に適用されることから、IBM は、お客様に 3 か月前までに書面で通知を行うことにより、その内容を修正する権利を留保するものとします。当該変更は遡及して適用されることはありません。変更は効力発生日以降に発生する新規の注文、満了せず継続するサービスおよび更新した注文に限り適用されます。お客様は、更新可能な契約期間が TD に設定されている取引については、IBM による当該変更の効力発生日を現行の契約期間の末日まで延期することを IBM に要求することができます。お客様は、変更の効力発生日以降に新規の注文を行った場合、または、変更通知の受領後に取引の更新を行った場合、当該変更を承諾したものとみなします。上記の定めを除き、本契約は両当事者が承諾した書面によってのみ変更できます。

c. IBM は、独立した契約当事者であり、お客様の代理人、共同事業者、パートナーまたは被信託者ではなく、また、お客様に課される規制上の義務の履行を引き受けることもなく、お客様の事業および運用についても責任を負わないものとします。IBM は、単なる情報技術の提供者です。IBM または「IBM 製品」によってなされた指示、推奨使用法または助言は、いかなるものであっても医療行為、臨床治療、法律、会計またはその他有資格の専門家による助言とはみなされません。お客様は、専門家による助言を自ら得るものとします。お客様は、「IBM 製品」および「他社製品」の使用に対して責任を負うものとします。各当事者は、自己の従業員および関連会社の要員の配置ならびにこれらそれぞれの従契約者に対する指示、管理および報酬に対する責任を負います。

d. IBM は、利益相反、市場操作、贈収賄や汚職の防止、および詐欺についての強固な関連ガイドラインおよびビジネス・コンダクト・ガイドラインを維持します。IBM および IBM の人員は当該ポリシーに従い、従契約者には同様のポリシーを持つことを要求します。

e. 「IBM 製品」または「他社製品」を使用する、または提供する IBM ビジネス・パートナーは IBM から独立した事業体であり、自身の価格および条件を独自に決定します。IBM は、これら IBM ビジネス・パートナーの作為、不作為、発言またはオファリングに対して責任を負いません。

f. IBM は、「他社製品」を提供し、または「他社製品」へのアクセスを可能にする場合がありますが、これらの場合には、お客様に提示する第三者の条件への同意が要求されることがあります。「他社製品」へのリンクまたは「他社製品」の使用は、かかる条件へのお客様の同意とみなされます。IBM は、当該第三者契約の当事者ではなく、当該「他社製品」について責任を負いません。IBM は、他社の「クラウド・サービス」またはその他の「サービス」へのアクセスを随時終了することができます。

g. IBM、IBM の関連会社およびこれらの従契約者は、お客様、お客様従業員およびその許諾したユーザーの氏名、業務用の電話番号、ビジネス上で使用される e メールとその ID などの連絡先個人情報 (以下「BCI」といいます。) を本契約の履行のために必要な範囲およびビジネスを行っている地域で保存し、その他プロセスすることができるものとします。BCI をプロセスするためにこれらの個人に通知または承諾が必要な場合、お客様が必要な通知とかかる承諾を得るものとします。https://www.ibm.com/privacy/ の IBM プライバシー・ステートメントに、BCI および以下に記載される「アカウント・データ」についての追加の詳細情報があります。

h. 「アカウント・データ」とは、「コンテンツ」および BCI 以外の情報で、お客様が IBM に提供する、お客様による「IBM 製品」もしくは「他社製品」の取得もしくは利用を可能にするために IBM が必要とする情報、または IBM が cookie および Web ビーコンなどのトラッキング技術を用いて収集するお客様の「IBM 製品」もしくは「他社製品」の取得もしくは使用に関する情報をいうものとします。IBM、IBM の関連会社およびこれらの従契約者は、例えば製品の機能を利用可能にするため、利用管理のため、利用体験のパーソナライズのため、その他、「IBM 製品」および「他社製品」の利用の支援・改善のため、「アカウント・データ」を使用等できるものとします。

i. 本契約で使用許諾される「プログラム」および MC は米国ニューヨーク州法人のインターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション (以下「IBM Corporation」といいます。) より提供されます。IBM は、ディストリビューターとして本契約に基づく「プログラム」および MC を提供するものであり、本契約に基づく「プログラム」および MC に対する使用許諾条件の遵守、およびこれらに関する義務の履行について責任をもっており、本契約により、お客様の IBM Corporation に対する権利や請求権が生じるものではありません。お客様は、IBM Corporation に対するいかなる主張や請求権も放棄し、IBM に対してのみ「プログラム」および MC に関する権利を行使し、救済を求めることに合意します。

j. いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBM の金銭債権の譲渡または IBM の製品もしくはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けないものとします。

k. 本 CRA は、IBM、お客様 (本 CRA の締結当事者)、本 CRA に基づいて「IBM 製品」または「他社製品」を取得する両当事者各自の「エンタープライズ」の会社に適用されます。両当事者は、本契約に基づき各自の「エンタープライズ」の会社の活動を管理し、調整するものとします。「エンタープライズ」の会社とは、i) お客様または IBM が支配 (支配とは 50% を超える議決権を保有することを意味します。) する同じ国内に存在する会社、および ii) お客様または IBM を支配し、お客様または IBM によって支配され、またはお客様または IBM と共通の支配下にあるその他の法人、かつ本契約に参加するための合意書を締結した当該法人とします。

l. 本契約に基づくすべての通知は書面によるものとし、本契約で指定される会社住所に送付するものとします。ただし、いずれかの当事者が書面により異なる住所を通知した場合は、当該住所に送るものとします。両当事者は、記名押印された書面などを伝達するために電子的手段およびファクシミリ伝送を使用することに同意するものとします。信頼できる手段により複製された本契約のあらゆる写しは原本と同一とみなされます。本契約は、当事者間における一切の交渉、協議または表明を置き換えるものとします。

m. 本契約および本契約に基づく取引は、第三者にいかなる権利または請求権をも生じさせるものではありません。いずれの当事者も、本契約に起因または関係するいかなる請求権も、原因となる事実の発生から 2 年を経過した後は、相手方に対し行使しないものとします。いずれの当事者も、金銭債務を除き、不可抗力により履行できなかった義務の責任を負わないものとします。いずれの当事者も相手方に契約義務違反が生じた場合は、相当期間を定めて相手方にその是正を催告するものとします。いずれの当事者も本契約に基づく同意、承認、承諾、アクセスまたは同等の行為が求められる場合、合理的な理由なしに遅滞または留保しないものとします。

n. IBM は、「IBM 製品」または「他社製品」の提供を支援するために、第三者である従契約者を含む国内外の人員およびリソースを使用できるものとします。IBM は、国境を越えて「コンテンツ」(個人が特定される情報を含みます。) を移転できるものとします。「コンテンツ」が処理される可能性のある国々のリストは、TD に記載されるか、またはサービス・サポート文書に定められるとおりとします。IBM は、IBM が第三者である従契約者を使用する場合であっても、本契約に基づく責任を負うものとします。IBM は、IBM の本契約上の義務を果たせるよう、従契約者との間で適切な契約を締結します。

同意します。	同意します。
お客様 (法人名):	IBM 法人: **日本アイ・ビー・エム株式会社**
責任者_____ 記名・押印	責任者_____ 記名・押印
役職:	役職:
氏名 (活字体):	氏名 (活字体):
日付:	日付:
お客様番号:	契約書番号:
企業番号:	
住所:	住所: **〒 103-8510** **東京都中央区日本橋箱崎町 19 番 21 号**